

(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事
実施方針

令和5年9月

中播北部行政事務組合

目次

| | |
|------------------------|---|
| 用語の定義..... | 1 |
| 1. プロポーザルに付する事項..... | 2 |
| 1.1 工事名..... | 2 |
| 1.2 工事場所等..... | 2 |
| 1.3 発注方法..... | 3 |
| 1.4 入札参加資格要件等..... | 3 |
| 1.5 事業者の選定方法..... | 4 |
| 1.6 その他..... | 4 |
| 2. 実施スケジュール..... | 5 |
| 3. 事務局（問合せ先及び連絡先）..... | 5 |

用語の定義

| | |
|----------|--|
| 本工事 | 本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設の建設工事をいう。 |
| 本施設 | 本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設をいう。 |
| 組合 | 中播北部行政事務組合をいう。 |
| 応募者 | 本事業に応募する単体企業又は本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。 |
| 企業グループ | 本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業群をいう。 |
| 構成企業 | 応募者（企業グループ）のうち、組合と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。 |
| 代表企業 | 応募者が企業グループである場合に、構成企業のうち入札手続き等において応募者の代表を務める企業をいう。 |
| 事業者 | 本事業を委ねる事業者として選定された応募者をいう。 |
| 維持管理業務 | 施設が正常に機能するように、設備等の補修・点検等を行う業務をいう。 |
| 運転管理業務 | 施設を稼働させ、施設の運転・用役管理・受入等を行う業務をいう。 |
| 基本契約 | 組合と事業者の間で締結される本事業に係る契約をいう。 |
| 基本協定 | 組合と事業者の間で締結される本事業の準備行為に関する取扱い等に係る協定をいう。 |
| 優先交渉権者 | 応募者のうち、本事業を実施する者として優先的に交渉できる権利を持つ者をいう。 |
| 次点（交渉権者） | 応募者のうち、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者として選定された者をいう。 |

1. プロポーザルに付する事項

1.1 工事名

(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事

1.2 工事場所等

(1) 工事場所

兵庫県神崎郡市川町浅野 地内

(2) 敷地面積

約 3.0ha ※敷地は組合で粗造成済み (別添資料参照)

(3) 工期

本契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 施設概要

| | |
|-----------------|------------------------|
| ●エネルギー回収施設 | 44 t/日(22 t/24h × 2 炉) |
| ●リサイクル施設 | 12.1 t/日 |
| ・空カン・空ビン処理設備 | 2.0 t/日 |
| ・ペットボトル処理設備 | 0.2 t/日 |
| ・容器包装プラスチック処理設備 | 0.6 t/日 |
| ・製品プラスチック処理設備 | 0.2 t/日 |
| ・破砕処理設備 | 9.1 t/日 |
| ・その他貯留設備等 | |

(5) 施設整備基本方針

1) 安全・安心で安定的な処理ができる施設

事故がなく、地域住民が安心できる信頼性の高い設備と処理方式を採用するとともに、徹底した安全管理を行い、長期間安定稼働できる施設とする。

2) 地域に開かれ親しまれる施設

施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来場できる施設にするとともに、訪れた人が交流し、憩える場所などを設置して、広く親しまれる施設とする。

3) 災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設

地震等の自然災害に強く、大規模災害時にも稼働を停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難場所としての機能を持つ施設とする。

4) 環境にやさしい施設

悪臭、騒音、排水、煙による影響等、周辺環境の保全に配慮するとともに、最新の公害防止技術を導入し、環境負荷の低減や地球温暖化防止に寄与する施設とする。

5) 循環型のまちづくりに寄与できる施設

持続可能な社会を形成するため、ごみの 3R (発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】) の取組や啓発等、環境学習機能を備え、ごみ処理の過程で発生するエネルギーの回収並びに回収したエネルギーの有効利用および廃棄物の再資源化を積極的に行う施設とする。

(6) 循環型社会形成推進交付金の活用

国の循環型社会形成推進交付金 (以下「交付金」という。) の交付要件を満足する施設とする。

(7) 竣工後 3 年間の維持管理業務及び運転管理業務

本施設の維持管理業務及び運転管理業務は長期包括運営委託を予定している。

竣工後 3 年間の維持管理業務及び運転管理業務は、本工事の事業者との随意契約を予定している。また、それ以降の 17 年間（予定）については、新たに長期包括運営委託事業者を選定する予定としているが、本工事の事業者の参画を妨げるものではない。

1.3 発注方法

豊富な経験と高い技術を有する者として、公募型プロポーザル方式により選定された応募者に対し、設計・施工を一括発注する。

1.4 入札参加資格要件等

(1) 参加資格要件（基本的事項）

応募者は、次の要件を全て満たすこととする。なお、応募者は、他の応募者の構成企業となることはできない。

1) 発注年度において、神河町、市川町、福崎町の 3 町（以下、「構成町」という。）のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない場合にあつては、追加登録を受けた者（追加登録については組合から別途指示する）

①入札参加資格審査申請書の受付期間：告示の日から令和 5 年 11 月 2 日（木）まで

②受付場所：事務局（中播北部行政事務組合 建設課）

③提出方法：原則郵送（令和 5 年 11 月 2 日（木）消印有効）

※ただし、やむを得ない場合は持参可とするが、事前に持参日時を連絡すること。

④提出書類：組合ホームページを参照のこと。

2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定又は同規定に基づく構成町の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者。

3) 本プロポーザルの参加資格審査申請書の提出日に、兵庫県又は構成町の規定による指名停止処分を受けていない者。

4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。

5) 国税、地方税を滞納していないこと。

6) 本工事の発注者支援委託業務の受託者である中外テクノス株式会社及び同社がこの委託業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本関係若しくは人事面で関連がある者でないこと（資本関係がある者とは、株式の 50%以上を取得しているか、50%以上の出資を行っている者をいう。人事面で関連がある者とは、代表権のある役員が併任している者をいう。）。

(2) 参加資格要件（個別事項）

1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者を配置することとし、配置する有資格者については、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出できる者であること。

- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可（清掃施設工事業）を受けている者であること。
- 3) 参加資格審査申請書の提出日において、地方公共団体が発注した処理方式をストーカ方式とする一般廃棄物焼却施設建設工事業の、元請けとして当該工事を完成させ、引渡し済みの実績を有すること。
- 4) 建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。

(3) 入札参加資格審査

参加資格の確認を行うため、入札参加資格審査を実施する。

応募者の代表企業は、応募者が入札参加資格要件を満足することを証明するため、入札参加資格審査申請書を事務局に提出しなければならない。

1.5 事業者の選定方法

本工事は、公募型プロポーザル方式により、応募者の中から、提案内容や価格等を評価して優秀提案者を選定し、必要な契約の締結の後に本件業務の受託者として決定する。

公募の実施方法については「募集要項（プロポーザル説明書）」に、優先交渉権者の決定方法については「優先交渉権者選定基準書」に記載をする。

1.6 その他

(1) 入札関係書類の縦覧等

次に示す入札関係書類は、組合で縦覧に供するとともに、組合ホームページで公表する。

- 1) 実施方針（本書）
- 2) 募集要項（プロポーザル説明書）
- 3) 要求水準書（工事発注仕様書）
- 4) 優先交渉権者選定基準書
- 5) 様式集
- 6) 工事請負契約書案

(2) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本工事の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。また、下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間に支払うなど、建設業法等の関連法令を遵守すること。

(3) 地元企業の活用

工事の一部を下請けによる施工とする場合は、できる限り地元企業（神崎郡内）を活用するように配慮すること。また、資材、機械の購入や借入れ、人材を雇用する場合も同様とする。

(4) 組合及び 3 町の住民からの要望

本施設は、神河町、市川町、福崎町の住民が持続可能な生活を送るにあたって非常に重要な施設であり、とりわけ建設工事場所のある市川町浅野区の住民は、本施設に大きな期待と希望を持っている。

各社の持つ知識や経験を最大限に活かして地域住民の期待に応え、何か 1 つキラリと光る特徴を持った優れた施設となるように努めること。

2. 実施スケジュール

以下に本事業の実実施スケジュール（概要）を記載する。なお、詳細は「募集要項（プロポーザル説明書）」に掲載する。

- 令和 5 年 9 月中旬 実施方針の公表
- 令和 5 年 10 月～11 月 募集（入札）公告、入札参加資格審査申請書の受付
- 令和 5 年 11 月 入札参加資格審査申請書の結果通知
- 令和 5 年 11 月～ 現地確認、図書閲覧等の実施、入札参加資格審査以外の質問への回答
- 令和 6 年 3 月上旬 提案書等の受付期限
- 令和 6 年 4 月 提出書類の審査結果（失格等）の通知
- 令和 6 年 5 月 ヒアリングの実施、総合評価の実施、優先交渉権者及び次点の選定、事業契約書（仮契約）の締結
- 令和 6 年 6 月 本契約の締結
- 令和 6 年 7 月 工事開始
- 令和 10 年 3 月 工事完了
- 令和 10 年 4 月 稼働開始

3. 事務局（問合せ先及び連絡先）

中播北部行政事務組合 建設課

〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本 1247 番の 60

TEL : 0790-32-2888

FAX : 0790-32-2889

メールアドレス : c-clean@kcni.ne.jp